

和歌山県知事 様

補助事業者所在地
補助事業者名（法人名/氏名）
（役職・代表者名）

和歌山県和歌山市〇〇
株式会社和歌山
代表取締役 和歌山 一郎

複数の交付決定を受けている場合
につきましては、複数の交付決定番号
を入力ください。

令和2年度消費税等仕入控除税額報告書

令和3年1月13日付け長第07280002号の98、令和3年1月14日付け長第07280002号の99、令和3年1月15日
付け長第07280002号の100により交付決定のあった令和2年度和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急
包括支援事業（介護分）補助金に係る消費税等仕入控除税額について、和歌山県新型コロナウイルス感
染症緊急包括支援事業（介護分）補助金等交付要綱第7の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

1	和歌山県補助金等に関する規則第13条に基づく実績報告時の補助金精算額	金	1,599,000 円
2	実績報告時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	0 円
3	消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	102,027 円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	102,027 円

別紙計算書の「4 事業実績報告による補助金精算額」から自動
転記となりますので、別紙計算書を先に入力ください。

別紙計算書の返還額から自動転記となりま
すので、別紙計算書を先に入力ください。

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

1 補助事業者名(法人名/氏名) 株式会社和歌山
 2 補助事業者の所在位置 和歌山県和歌山市〇〇
 3 連絡先(電話番号) 担当:和歌山 二郎 電話番号:073-〇〇〇-〇〇〇〇

4 事業実績報告による補助金精算額(交付決定のみで実績報告がない場合は交付決定の額)

1,599,000 円

実績報告時の補助金精算額と交付決定の額が同じ場合、交付決定の補助金額(変更がある場合は、変更交付決定の金額。複数回申請している場合は、交付決定額の合計。)を入力ください。精算払いで補助金の交付申請はしているが実績報告書の提出をしていない場合も交付決定の額を記入ください。

※税率毎に按分した金額
 8%分の補助金 74530.82694
 10%分の補助金 1524469.173

5 仕入控除税額の概要

補助金の使途が税務申告で明らかになっている → 下記に補助金の内訳を記入
 補助金の使途が税務申告で明らかになっていない → 下記に補助金により購入等をした経費の内訳を記入

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は、当該補助金の使途を明確にし、それを踏まえた上で消費税の確定申告を行った場合のことです。なお、どちらに該当するかについては、確定申告を行った税務署等にご確認ください。

(1) 補助金対象経費(又は補助金)の内訳

		課税仕入			非課税仕入	合計(D)
		課税売上 対応分 (A)	非課税売上 対応分 (B)	共通 対応分 (C)		
8%分	①-1 慰労金				0	0
	①-2 慰労金振込手数料	0				0
	② 感染症対策	80,989	0	0	0	80,989
	③ 再開支援				0	0
	④ 環境整備	0	0	0	0	0
	小計(8%分)	80,989	0	0	0	80,989
10%分	①-1 慰労金				500,000	500,000
	①-2 慰労金振込手数料	4,000				4,000
	② 感染症対策	929,566	0	0	0	929,566
	③ 再開支援				3,000	3,000
	④ 環境整備	220,000	0	0	0	220,000
	小計(10%分)	1,153,566	0	0	503,000	1,656,566
	合計	1,234,555	0	0	503,000	1,737,555

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は「4 事業実績報告による補助金精算額」と一致。

(2) 課税売上割合

16,000,000 (課税資産の譲渡等の対価の額)(E)
 19,800,000 (資産の譲渡等の対価の額)(F)

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は補助金の内訳を記載し、そうでない場合は、補助金額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳を記載します。なお、課税区分の整理が異なる場合は和歌山県までご連絡ください

別紙チェックポイント②・③を確認の上、入力ください。

0.808080808
 ※税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した数値を直接入力ください
 0.808080808 (計算に使用する課税売上割合)(G)

(3) 支出のうち、課税仕入れの占める割合

・個別対応方式の場合

① 8%の場合
 課税売上対応分(A/D) = 1 (H)
 共通対応分(C/D) = 0 (I)

② 10%の場合
 課税売上対応分(A/D) = 0.696359819 (H)
 共通対応分(C/D) = 0 (I)

確定申告時に課税売上割合を切り捨てて計算し、確定申告をしている場合にのみ、その割合を手入力してください。それ以外の場合には空欄で構いません。
 ※誤りの多い箇所ですので、必ず別紙チェックポイント④を確認

(4) 仕入控除税額(個別対応方式)

① 8%の場合
 事業実績報告による補助金精算額 × H × 8/108 = 5,520 (J)
 事業実績報告による補助金精算額 × I × 8/108 × G = 0 (K)

② 10%の場合
 事業実績報告による補助金精算額 × H × 10/110 = 96,507 (J)
 事業実績報告による補助金精算額 × I × 10/110 × G = 0 (K)
 合計(J+K) = 102,027 (返還額)

(5) 添付書類

- ・確定申告書(写し)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

(別紙計算書)

【一括比例配分方式】

1 補助事業者名(法人名/氏名)	株式会社和歌山	
2 補助事業者の所在位置	和歌山県和歌山市〇〇	
3 連絡先(電話番号)	担当: 和歌山 二郎	電話番号: 073-〇〇〇-〇〇〇〇

4 事業実績報告による補助金精算額(交付決定のみで実績報告がない場合は交付決定の額)

1,599,000 円

実績報告時の補助金精算額と交付決定の額が同じ場合、交付決定の補助金額(変更がある場合は、変更交付決定の金額。複数回申請している場合は、交付決定額の合計。)を入力ください。精算私いで補助金の交付申請はしているが実績報告書の提出をしていない場合も交付決定の額を記入ください。

※税率毎に按分した金額

8%分の補助金 74530.82694

10%分の補助金 1524469.173

5 仕入控除税額の概要

<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の使途が税務申告で明らかになっている	→	下記に補助金の内訳を記入
<input type="checkbox"/> 補助金の使途が税務申告で明らかになっていない	→	下記に補助金により購入等をした経費の内訳を記入

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合とは、当該補助金の使途を明確にし、それを踏まえた上で消費税の確定申告を行った場合のことです。なお、どちらに該当するかについては、確定申告を行った税務署等にご確認ください。

(1) 補助金対象経費(又は補助金)の内訳

	課税仕入			非課税仕入	合計(D)
	課税売上 対応分 (A)	非課税売上 対応分 (B)	共通 対応分 (C)		
8%分	①-1 慰労金			0	0
	①-2 慰労金振込手数料	0			0
	② 感染症対策	80,989	0	0	80,989
	③ 再開支援			0	0
	④ 環境整備	0	0	0	0
小計(8%分)	80,989	0	0	0	80,989
10%分	①-1 慰労金			500,000	500,000
	①-2 慰労金振込手数料	4,000			4,000
	② 感染症対策	929,566	0	0	929,566
	③ 再開支援			3,000	3,000
	④ 環境整備	220,000	0	0	220,000
小計(10%分)	1,153,566	0	0	503,000	1,656,566
合計	1,234,555	0	0	503,000	1,737,555

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は「4 事業実績報告による補助金精算額」と一致。

(2) 課税売上割合

16,000,000	(課税資産の譲渡等の対価の額)(E)
19,800,000	(資産の譲渡等の対価の額)(F)

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は補助金の内訳を記載し、そうでない場合は、補助金額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳を記載します。なお、課税区分の整理が異なる場合は和歌山県までご連絡ください

別紙チェックポイント②・③を確認の上、入力ください。

0.808080808

※税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した数値を直接入力ください

0.808080808 (計算に使用する課税売上割合)(G)

(3) 支出のうち、課税仕入れの占める割合

一括比例配分方式の場合

(8%分) 課税仕入(A+B+C)/D= 1 (H)

(10%分) 課税仕入(A+B+C)/D= 0.696359819 (I)

確定申告時に課税売上割合を切り捨てて計算し、確定申告をしている場合のみ、その割合を手入力してください。それ以外の場合には空欄で構いません。 ※誤りの多い箇所ですので、必ず別紙チェックポイント④を確認

(4) 仕入控除税額(一括比例配分方式)

事業実績報告による補助金精算額 × H × 8/108 × G =	4,461	8%分
事業実績報告による補助金精算額 × I × 10/110 × G =	77,985	10%分
	82,446	合計額を円未満切り捨て(返還額)

(5) 添付書類

- 確定申告書(写し)
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

1 補助事業者名(法人名/氏名)	株式会社和歌山	
2 補助事業者の所在位置	和歌山県和歌山市〇〇	
3 連絡先(電話番号)	担当:和歌山 二郎	電話番号:073-〇〇〇-〇〇〇〇

4 事業実績報告による補助金精算額(交付決定のみで実績報告がない場合は交付決定の額)

1,599,000 円

実績報告時の補助金精算額と交付決定の額が同じ場合、交付決定の補助金額(変更がある場合は、変更交付決定の金額。複数回申請している場合は、交付決定額の合計。)を入力ください。精算払いで補助金の交付申請はしているが実績報告書の提出をしていない場合も交付決定の額を記入ください。

※税率毎に按分した金額

8%分の補助金 74530.82694

10%分の補助金 1524469.173

5 仕入控除税額の概要

<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の使途が税務申告で明らかになっている	→	下記に補助金の内訳を記入
<input type="checkbox"/> 補助金の使途が税務申告で明らかになっていない	→	下記に補助金により購入等をした経費の内訳を記入

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合とは、当該補助金の使途を明確にし、それを踏まえた上で消費税の確定申告を行った場合のことです。なお、どちらに該当するかについては、確定申告を行った税務署等にご確認ください。

(1) 補助金対象経費(又は補助金)の内訳

		課税仕入 (A)	非課税 仕入 (B)	合計 (C)
8 % 分	①-1 慰労金			0
	①-2 慰労金振込手数料			0
	②感染症対策	80,989		80,989
	③再開支援			0
	④環境整備	0		0
小計(8%分)		80,989	0	80,989
1 0 % 分	①-1 慰労金		500,000	500,000
	①-2 慰労金振込手数料	4,000		4,000
	②感染症対策	929,566		929,566
	③再開支援		3,000	3,000
	④環境整備	220,000		220,000
小計(10%分)		1,153,566	503,000	1,656,566
合計		1,234,555	503,000	1,737,555

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は「4 事業実績報告による補助金精算額」と一致。

(3) 支出のうち、課税仕入れの占める割合

(8%分) 課税仕入 A/C=

1 (D)

(10%分) 課税仕入 A/C=

0.696359819 (E)

補助金の使途が税務申告で明らかになっている場合は補助金の内訳を記載し、そうでない場合は、補助金額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳を記載します。なお、課税区分の整理が異なる場合は和歌山県までご連絡ください

(1) 仕入控除税額(全額控除)

事業実績報告による補助金精算額 × D × 8/108 =

5,520 8%分

事業実績報告による補助金精算額 × E × 10/110 =

96,507 10%分

102,027 合計額を円未満切り捨て(返還額)

(2) 添付書類

- ・確定申告書(写し)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

1 補助事業者名(法人名/氏名)	株式会社和歌山	
2 補助事業者の所在位置	和歌山県和歌山市〇〇	
3 連絡先(電話番号)	担当:和歌山 二郎	電話番号:073-〇〇〇-〇〇〇〇

4 事業実績報告による補助金精算額(交付決定のみで実績報告がない場合は交付決定の額)

1,599,000 円

実績報告時の補助金精算額と交付決定の額が同じ場合、交付決定の補助金額(変更がある場合は、変更交付決定の金額。複数回申請している場合は、交付決定額の合計。)を入力ください。精算払いで補助金の交付申請はしているが実績報告書の提出をしていない場合も交付決定の額を記入ください。

5 仕入控除税額の概要(返還のない理由を記載すること)

※該当する事項に"〇"を記入してください。

<input type="checkbox"/>	① 申告義務なし(基準期間における税抜課税売上高 〇〇〇 円)
<input type="checkbox"/>	② 簡易課税方式で申告
<input type="checkbox"/>	③ 社会福祉法人等の公益法人等であり、特定収入割合5%超(特定収入割合 〇 %)
<input type="checkbox"/>	④ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである場合
<input type="checkbox"/>	⑤ 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売上のみに要するものとして申告している場合

添付書類

- ・確定申告書の写し(確定申告が不要の場合を除く)
- ・簡易課税方式による場合は、簡易課税方式の確定申告書(写し)
- ・特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入割合の計算表(任意様式)
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである場合又は個別対応方式で対象経費に係る消費税等を非課税売上のみに要するものとして申告している場合は、補助金の対象経費の内訳が分かる書類(任意様式)

「5 仕入控除税額の概要」の該当内容によって、添付する書類が異なりますので、ご注意ください(詳細は手引きのP.4を参照ください)。